

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金チェックリスト

2023.12.8更新

check	項目	内容
	目的	県が定める2030年の温室効果ガス削減目標の達成及び2050年のゼロカーボン社会実現に向けた取組の推進を図ること
	対象者	県内に事業所がある再エネ100宣言RE Actionに参加している法人（独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び鳥取県が資本金又は基本金等の4分の1以上を出資している法人は除く）又は個人事業主
	補助金併用	本補助金とは別に県から補助金等を受けている場合は重複する対象経費を補助対象としない
	県内発注	県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所等事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者）への発注に努める
	限度額	本補助金の各補助メニューの限度額は、1申請者につき本補助金の創設時(R3)からの累積交付額を通算して計算する。
	申請時期	交付申請は、その年度の1月末日まで
	完了報告	完了日から20日を経過する日と翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行う
	財産の処分	取得価格又は効用の増加価格が単価 500 千円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産の処分にはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。（法定耐用年数を経過していればOK）
	財産書類保管	事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第4号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管する。
①省エネ対応更新 1/3、上限1申請者当たり1百万円		
	省エネ診断実施者	・省エネ診断の実施者は①省エネお助け隊、②「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」で採択された登録診断機関、③鳥取県登録省エネ診断員のいずれかであること。 ・機器・設備は未使用品であること。 ・発注する事業者は県内事業者。※申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注を含めない ・更新工事を行う事業者は県内事業者であること。 ・更新場所は申請者の事業で使用する県内にある設備であること。 ・交付決定以降に補助対象設備の購入・工事契約が締結されること。（リース・割賦販売は対象外） ・設備の更新であり、新設でもなく、増設にもなっていないこと。（ex.LEDの本数や合算電力量が更新前を上回っていないこと）
	対象経費	機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費（撤去費・処分費は対象外）
②太陽光発電 1/5、上限1申請者当たり2百万円		
		・全量自家消費等の事業活動に使用し、系統に逆潮流させない設備導入であること。 ・機器・設備は未使用品であること。 ・日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していること。 ・発注する事業者は県内事業者。※申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注を含めない ・設置工事を行う事業者は県内事業者であること。 ・導入する場所は県内であること。 ・交付決定以降に補助対象設備の購入・工事契約が締結されること。（リース・割賦販売は対象外）
	対象経費	機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費
③EV商用車 定額 1台につき200千円 上限1申請者当たり5台		
		・経済産業省CEV補助金対象の電気自動車、ミニカー、超小型モビリティ、電動バイクである ・本体価格500万円以下の車種 ・初度登録前の車両 ・車検証における燃料の種類が「電気」と記載されている。 ・EVについては、給電機能がある ・EVについては、とっとりEV協力隊に登録する者である ・鳥取県内を使用の本拠とするものである ・交付決定以降に補助対象車の購入契約が締結されること。（リース及び割賦販売は対象外）
	対象経費	車両 ★登録の名義は会社名にすること
④充電設備 定額 上限5基		
		・CEV補助金対象の充電用コンセント、充電用コンセントスタンド、普通充電設備又はV2H充放電設備であること。 ・未使用品であること。 ・鳥取県内の事業所等に設置するものであること。 ・設置場所が本補助金を活用して導入する電気自動車等の車検証における使用の本拠の位置と同じであること。 ・設置工事の事業者は県内事業者。※申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注を含めない ・交付決定以降に補助対象設備の購入・工事契約が締結されること。（リース及び割賦販売は対象外）
	対象経費	充電設備の購入費及び充電設備の設置工事費
	補助額	・充電用コンセント1基につき30千円 ・充電用コンセントスタンド1基につき60千円 ・普通充電設備1基につき180千円 ・V2H充放電設備1基につき375千円
添付書類		
	様式	1, 2
	申請時	①事業実施主体の概要が分かる資料 ②導入又は更新機器・設備に係る計画資料（設置場所までの案内図、機器・設備の配置図、システム図（単線結線図等）、機器・設備の規格等が分かる資料及び現況写真）、導入車両に係る資料（車両のカタログ又は仕様書） ③省エネ診断実施報告書（省エネ対応設備更新支援事業に限る） ④太陽光発電設備を導入する施設等の年間の使用電力量が分かる資料（太陽光発電設備導入支援事業に限る） ⑤（対象システムを設置する建物の所有者が申請者と異なる場合）設置についての承諾書 ⑥県税納税証明書（直近3ヶ月以内のものに限る） ⑦再エネ100宣言RE-Actionへの参加が分かる資料（RE-Actionホームページ、RE-Action事務局からの参加完了メール等）
	実績報告時	①導入又は更新機器・設備に係る報告資料（設置場所までの案内図、機器・設備の配置図、システム図（単線結線図等）、機器・設備の規格等が分かる資料及び完成写真）、導入車両に係る報告資料（自動車検査証（写し）、車両写真） ※完成写真以外、申請時に提出した事業計画書添付資料と変更がない資料は添付不要。 ※他の補助金等を受けた場合は、交付決定通知書、実績報告書及び補助金額確定通知書等の写し ★様式4の作成と保管